平成２４年（フ）第５２号
大分県由布市湯布院町川西2270番地１
債務者　石田　朋之
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
大分県由布市湯布院町川西2280番地
債務者　石田　捷子
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
大分県速見郡日出町大字豊岡3290番地６
債務者　八幡　良一
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
宮城県大崎市古川穂波２丁目17番41号　エレガンシアＢ棟102号
債務者　三浦　宰子
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目８番11号　エステートいなば102号
債務者　今野　典子
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目９番25号　あべの壱番館管理人室、住民票上の住所大阪市浪速区下寺２丁目５番12―405号
債務者　奥村　美加（旧姓中澤・大倉）
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７０号
大阪府門真市幸福町10番６号　メニキュールフジタ102号、前住所大阪府門真市浜町４番28―606号
債務者　三浦　由香（旧姓虎田）
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００号
大阪市此花区高見１丁目４番56―702号、前住所大阪市住之江区南港中４丁目２番13―601号
債務者　田中理恵子
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１号
大阪市東淀川区豊新５丁目２番16号　豊新ファイブ208号
債務者　村田　幸子
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４号
大阪府枚方市村野本町37番地15―105号
債務者　関　　拓郎
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４号
大阪府守口市南寺方東通２丁目13番32号
債務者　村野　輝人
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３０号
大阪市大正区小林東２丁目２番２―505号、前住所大阪府東大阪市寿町１丁目８番29号
債務者　櫻木　孝一
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８８号
大阪府豊中市熊野町４丁目６番23―301号
債務者　福井　敏彦
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６２号
大阪市此花区伝法１丁目４番11―402号
債務者　森脇　祐策
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６９号
大阪市平野区瓜破３丁目３番61号
債務者　尾﨑　賢彦
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２９号
大阪府豊中市小曽根１丁目16番11号
債務者　竹田恭一郎
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４３号
大阪市住吉区我孫子５丁目６番25号　ジュネス６号館502号
債務者　新原　勝広
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部